

滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例案要綱に  
 対する滋賀県民政策コメントの実施結果について

1 県民政策コメントの実施結果

令和5年7月10日(月)から令和5年8月9日(水)まで、滋賀県政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例案要綱案」についての意見・情報の募集を行った結果、計4件の意見・情報が寄せられました。こちらの意見に対する滋賀県の考え方は下記のとおりです。

No.	項目	御意見等(要約)	県の考え方
改正の概要に関するもの			
1	(2)	青少年の定義は第10条(業者の自主規制)だけでなく、この条例全体に関わりますので、第3条(定義)に明記する方が適切ではないでしょうか。	この条例では、施策の対象を18歳未満の者に限定しないため、第9条までの「青少年」については、18歳未満の者という定義を用いないこととしています。一方、規制(罰則)に係る第10条以下の「青少年」については、18歳未満の者とするため、第10条に定義を置いています。については、改正案を原案どおりとします。
その他			
2	条例第19条	第19条(自動販売機による販売等の自主規制)の対象から避妊用品(コンドーム)を見直し・削除するとともに、必要な改正を行ってください。	自動販売機による避妊用具の販売については、コンビニ等による対面販売の実態等を踏まえ、関係機関と情報共有を図り、今後の参考とさせていただきます。
3	条例施行規則	本改正に合わせ、条例施行規則第2条第2項第2号ウ「同性間の性行為」を速やかに削除し併せて関係条項の見直しを行い、滋賀県は性的指向に関する差別的扱いを行わないとする方針を明示すべきです。	ご意見頂いた内容につきましては、今後の規則改正に当たって参考とさせていただきます。
4	条例第14条(滋賀県告示)	滋賀県は、いまだにシュノーケルを有害玩具に指定しているとのことであり、見直し・削除すべきです。	ご意見につきましては、関係機関と情報共有を図り、今後の参考とさせていただきます。(なお、本県ではいわゆるピンポン球付シュノーケルのみを指定しています。)

2 スケジュールについて（予定）

令和5年8月22日 県政経営会議

令和5年9月13日 厚生・産業常任委員会報告

令和5年9月20日 県議会9月定例会議上程